

当院からのご案内

当院では、以下施設基準等に適合している旨、厚生労働省地方厚生(支)局に届け出を行っております。

歯科初診料の注1に規定する基準(歯初診)

歯科外来診療における院内感染防止対策に十分な体制の整備、十分な機器を有し、研修を受けた常勤の歯科医師及びスタッフがおります。

歯科外来診療医療安全対策1(外安全1)

当院には、医療安全対策に関する研修を受けた歯科医師及び医療安全管理者を配置、自動体外式除細動器(AED)を保有し、緊急時の対応及び医療安全について十分な体制を整備しています。

歯科外来診療感染対策加算1(外感染1)

歯科の特性に配慮した総合的な歯科医療環境の整備を行っており、院内感染防止対策に係る研修を受けた者を配置しています。診療中の状態急変への対応を円滑に行うため、医科保険医療機関と事前に連帯体制を整えています。

口腔管理体制強化加算(口管強)

当院は、厚生労働省により定められた制度である口腔管理体制強化加算(口管強)の施設基準を満たしています。